

# 静岡日本語学院学則

平成29年	3月27日	制定
平成29年	5月31日	改正
平成30年	2月27日	改正
令和2年	2月26日	改正
令和3年	9月28日	改正
令和4年	9月30日	改正
令和6年	2月27日	改正
令和6年	5月29日	改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この各種学校は、静岡日本語学院（以下「本校」という。）という。

(位置)

第2条 本校は、静岡市葵区宮前町110番11号に置く。

(目的)

第3条 本校は、学校教育法に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、併せて日本文化、風俗、習慣等の教育を行い、日本と出身国との文化の相互理解を図り、もって国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(課程・修業年限等)

第4条 課程名、学科名、第1部（午前）第2部（午後）の別、コース名、修業年限、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1部 ・ 第2部	コース名	修業年限	収容定員	クラス数
日本語 課程	日本語科	第1部	進学2年 コース	2年	80人	4クラス
			進学1年 6ヵ月コース	1年6ヵ月	30人	2クラス
			小計		110人	6クラス
		第2部	進学2年コース	2年	75人	4クラス
			進学1年 6ヵ月コース	1年6ヵ月	40人	2クラス
			小計		115人	6クラス
計					225人	12クラス

2 本校は、前項とは別に次の附帯事業を行うものとする。

講座名	昼夜別	総定員	受講資格
日本語教師養成講座	昼・夜	60人	校長が別途定める

## 第2章 学期及び休業日

(始期及び終期)

第5条 本校の始期及び終期は、次のとおりとする。

- (1) 進学2年コースは4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。
- (2) 進学1年6ヵ月コースは10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

- 春学期 4月1日から 9月30日まで  
秋学期 10月1日から 翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 土曜日及び日曜日
  - (3) 春学期始休業日 4月1日から4月15日までの間において校長が定める期間
  - (4) 夏季休業日 7月25日から8月20日（以下前号に同じ。）
  - (5) 冬季休業日 12月23日から1月10日（同上）
  - (6) 春季休業日 3月21日から3月31日（同上）
  - (7) その他校長が必要と認めた休業日 10日以内
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

(始業・終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 第1部は、午前9時10分から午後0時30分までとする。
  - (2) 第2部は、午後1時10分から午後4時30分までとする。
  - (3) 附帯事業の教育課程は、午前9時10分から午後9時00分までとする。
- 2 校長は授業上やむを得ないときは、始業・終業の時刻を変更することができる。

## 第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表(1)による。

2 別表に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

## 第4章 教育課程の進級及び卒業・修了認定

(卒業・修了認定の基準)

第10条 本校の卒業は、所定の課程を全て修了した者について、成績評価の上認める。なお、本校の修了は、1年間で800時間以上の課程を修了した者について、成績評価の上認める。ただし、校長が認めた場合に限り、6ヵ月間で400時間以上の課程を修了した者について、成績評価の上認める。

(進級認定の基準)

第11条 本校の進級は、1年次の課程を全て修了した者について、成績評価の上認める。

(成績評価)

第12条 成績評価は、試験成績、出席状況等を総合し、合格を認定する。

2 試験は、授業料を完納し、かつ履修した科目に限り受けることができる。

3 成績評価の基準は、校長が別に定める。

(卒業証書・修了証書の授与)

第13条 校長は、第10条により卒業を認定した者については、当該課程及びコースの名称を記入した卒業証書を授与する。なお、修了を認定した者については、本校で800時間以上または400時間以上受講した旨を記入した修了証書を授与する。

## 第5章 入学・退学及び除籍等

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(3) 信頼のおける経費支弁者(以下「保証人」という。)を有する者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 進学2年コース 4月1日

(2) 進学1年6ヵ月コース 10月1日

2 ただし、附帯事業の教育課程の入学時期は、校長が別に定める。

(入学手続)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書等に必要な事項を記入し、入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行うものとする。

3 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金・授業料等その他の費用を納付し、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。

4 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第17条 入学を許可された者は、保証人と連署した本校で定める誓約書を、入学日までに校長に提出しなければならない。

2 保証人は、生徒の一身上について責任を負うものとする。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、本校で定める退学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学・復学)

第19条 病気又はやむを得ない理由により1ヵ月以上休学しようとする者は、診断書又は理由を証するに足る書類を添え、経費支弁者と連署した本校で定める休学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、教育上必要があると認めたときは、1ヵ月以上2ヵ月以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、改めて校長の許可を得なければならない。

4 休学中の者が復学しようとするときは、経費支弁者と連署した本校が定める復学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(転学)

第20条 転学しようとする者は、保証人と連署した本校が定める転学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転入学)

第21条 本校への転入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、転入学を許可することができる。

2 転入学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、必要な書類の送付を受けなければならない。

3 転入学を許可された者の手続きは、第16条第3項及び第4項を準用する。

(編入学)

第21条の2 本校への編入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、編入学を許可することができる。

(除 籍)

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

(1) 死亡又は行方不明の者

(2) 正当な理由なく第28条の期限内に授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者

(欠 席)

第23条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により欠席する場合は、その理由を付し、届けなければならない。

(出席停止)

第24条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部科学省令第18号）第18条で規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

## 第6章 職員組織

(職員組織)

第25条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

(1) 校 長 1人

(2) 主任教員 1人以上

(3) 教 員 12人以上（うち専任6人以上）

(4) 生活指導担当者 2人以上

(5) 事務職員 1人以上

(6) 前号職員のほか、必要により副校長、事務長、その他の職員を置くことができる。

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(職員会議)

第26条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主宰する。

## 第7章 入学検定料・入学金及び授業料等

(学費等の額)

第27条 入学検定料、入学金及び授業料の総額は、次のとおりとする。

項目 コース別	入学検定料	入学金	授業料
進学2年 コース	22,000円	100,000円	1,320,000円
進学1年 6ヵ月コース	22,000円	100,000円	990,000円

2 教材費等の預り金の総額については、校長が別に定める。

3 附帯事業の教育課程に係る学費等は、校長が別に定める。

(学費の納期)

第28条 在籍中の生徒は、出席の有無にかかわらず、授業料及び教材費等の預り金を所定期日までに納付しなければならない。

(返 還)

第29条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料及び教材費等の預り金は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料及び教材費等の預り金を返還することがある。

(1) 入学手続きを完了した者が辞退して授業を受けない場合

(2) 校長が特別の理由があると認めた場合

(入学検定料・入学金及び授業料の減免等)

第30条 本校において特に必要と認めた場合、入学検定料・入学金及び授業料の減免を行うことができる。なお、減免に関する規則は別に定める。

2 休学をする者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

## 第8章 賞 罰

(褒 賞)

第31条 校長は、他の生徒の模範となる者を褒賞することができる。

(懲 戒)

第32条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、生徒に対し懲戒（訓告又は退学）を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

2 退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

## 第9章 聴講生

(聴講生)

第33条 本学の生徒以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上聴講生として履修を許可することがある。

2 聴講生に関する規則は、別に定める。

## 第10章 生徒心得

(生徒の遵守事項)

第34条 生徒の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

## 第11章 雑 則

(健康診断)

第35条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条の規定に準じて、健康診断を毎年1回、実施する。

(細 則)

第36条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

2 この学則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

3 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

4 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

5 この学則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

6 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

7 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

8 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし令和6年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。

附 則

9 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表(1)

## 教育課程及び授業日時数

## 日本語課程

学 科		日 本 語 科						
コ ー ス		進学2年 コース			進学1年6ヵ月 コース			
学 年		選択科目 時間数	1年次履修 時間数	2年次履修 時間数	選択科目 時間数	1年次履修 時間数	2年次履修 時間数	
選 択 科 目	1	日本語初級1	200	800	800	—	400	800
	2	日本語初級2	200			—		
	3	日本語初中級	—			100		
	4	日本語中級1	200			200		
	5	日本語中級2	200			200		
	6	日本語上級1	200			200		
	7	日本語上級2	300			300		
	8	日本語上級3	300			200		
修 業 期 間 中 の 合 計 履 修 時 間 数		—	1,600		—	1,200		
各 年 次 の 総 授 業 日 数		—	200	200	—	100	200	
修 業 期 間 中 の 総 授 業 日 数		—	400		—	300		

# 日本語学院教務規程

平成23年 9月28日 制定  
平成29年 3月31日 改正

## 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人静岡理工科大学が設置する日本語学院（以下「日本語学院」という。）の学則に基づき、成績、出欠席、進級、修了条件等の細則を定める。

## 学 期

(学 期)

第2条 年間を春学期・秋学期の2学期に分け、春学期は4月1日から9月30日まで、秋学期は10月1日から翌年3月31日までとする。

## 出欠席

(日 課)

第3条 原則として1時限の授業時間は、45分とする。

2 一日の日課は、次のとおりとする。

第1部（午前）

1時限目	9：10	～	9：55
2時限目	10：00	～	10：45
3時限目	10：55	～	11：40
4時限目	11：45	～	12：30

第2部（午後）

1時限目	13：10	～	13：55
2時限目	14：00	～	14：45
3時限目	14：55	～	15：40
4時限目	15：45	～	16：30

(欠席・遅刻・早退・欠課)

第4条 1日の受講すべき授業のすべてを出席しなかった場合は欠席とする。

2 始業時刻後に教室に入った場合は遅刻とする。

3 終業時刻以前に退出した場合は早退とする。

4 原則として各授業時間の始めに出席者の確認を行うものとし、各授業時間の3分の2以上を受講していない生徒は欠課とする。

(欠席・遅刻・早退・欠課の届け)

第5条 やむを得ない理由で欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、事前に電話等で本校へ連絡しなければならない。

(欠席・遅刻・早退・欠課の免除)

第6条 本条第2項の理由により欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、「欠席・遅刻・早退・欠課扱い免除願」等に理由を記入して指導教員に提出することにより出席扱いとすることができる。

- 2 欠席・遅刻の免除となる理由及び添付書類は、次のとおりとする。
- (1) 学校保健法で規定する伝染病 一学校指定用紙
  - (2) 入学試験受験 一受験先の証明書
  - (3) その他特別な事情で校長がやむを得ない理由があると認めた場合 一校長が指定する書類

(長期欠席)

第7条 5日以上にわたり欠席する場合には、理由により次の書面を提出しなければならない。

- (1) 病気等 医師の診断書
- (2) その他 校長の指定する書面

(欠席・遅刻・早退の多い生徒への指導)

第8条 欠席・遅刻・早退が多い生徒については、本人への注意、家庭への連絡、校長との面談等の指導を行う。

## 試験の種類

(本試験)

第9条 各科目の最終授業終了時に本試験を実施する。

- 2 本試験においては60点以上を合格とする。

(追試験)

第10条 本試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合は、受験が可能になった後、直ちに受験することができる。

- 2 前項の追試験を受験する生徒は、「追試験願」に次項の添付書類を添えて、指導教員に提出し、校長の許可を得なければならない。
- 3 第1項で定めるやむを得ない理由及び添付書類は、次のとおりとする。
- (1) 病気・負傷 一医師の診断書
  - (2) 第6条第2項第1号から第3号に該当する理由及び添付書類
  - (3) その他特別な理由により、主任教員がやむを得ないと認めた場合 一主任教員が指定する書類
- 4 成績評価は、各試験の評価に準ずる。

(受験資格)

第11条 各試験において、試験時間の3分の1以上を遅刻した者は受験資格を有しない。

(各試験の評価)

第12条 各科目の評価点は、各試験の結果、随時試験の結果、出席状況及び平常点を加味して試験ごとに決定する。

- 2 第10条第3項に定めるやむを得ない理由なく受験しなかった場合の点数は0点とする。

(修了評価)

第13条 各科目の修了評価点は、本試験の成績を考慮し、修了時に決定する。

2 成績の評価は、次の四段階で行う。

0	～	59	D
60	～	69	C
70	～	79	B
80	～	100	A

## 卒業認定

(修了条件)

第14条 修了条件は次のとおりとする。

- (1) 成績評価においてDの評価がないこと
- (2) 校長が特別な理由があると認めた場合を除き、原則として、総欠課時限数が年間消化時限数の20%以内であること
- (3) 査定日現在で学納金に未納がないこと

(補講)

第15条 修了のために必要なレベルに達していない生徒は、「補講願」を提出し校長の許可を得た上で、補講を受講することができる。

(修了見込証明書の発行)

第16条 修了見込証明書の発行は、証明書発行日において修了条件に抵触しない生徒に対して行う。

## 退学

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その理由を付し、経費支弁者と連署した本校が定める「退学願」を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 退学許可を受けた者は、速やかに帰国しなければならない。

## 賞罰

(褒章)

第18条 校長は、他の模範となる生徒を褒章することができる。

2 学校内における各賞の対象者は、成績・出欠席及び生活指導上問題のない生徒とし、職員会議の議を経て校長が決定する。

(懲戒)

第19条 校長は、教育上必要があると認められる場合には、学則に照らし、懲戒を行うことができる。

## その他

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事長の承認を得るものとする。

附則

1 この規程は、平成23年 10月 1日より施行する。

附則

2 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

# 日本語学院聴講生規程

平成23年 9月28日 制定

平成26年 3月31日 改正

平成29年 3月31日 改正

令和 6年 4月30日 改正

## (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人静岡理工科大学が設置する日本語学院（以下「日本語学院」という。）において受入れる聴講生に関する必要な事項を定める。

## (聴講開始の時期)

第2条 聴講開始の時期は、学期の始めとするが、校長が認めた場合はその限りではない。

## (聴講の資格)

第3条 聴講生の聴講資格者は、聴講を希望する期間について勉学意欲があると認められる者とする。

## (聴講の出願)

第4条 聴講志願者は、様式第1号に定める聴講生入学願に、第10条に定める検定料及び勤務先を有する者はその所属長の推薦書又は承諾書を添えて願い出なければならない。

## (聴講生の選考)

第5条 聴講生の選考は、職員会議に諮った上で、校長が決定する。

## (聴講の許可)

第6条 前条の選考に合格した者で、所定の日までに指定書類を提出した者について、校長は聴講を許可する。

## (聴講期間)

第7条 聴講期間は、聴講生の査証の在留期間を期限として1ヵ月以上1年以内とする。

ただし、聴講終了後1年以内に再度聴講を希望する場合、校長の許可を得て査証の在留期間を期限として1ヵ月以上1年以内の聴講期間を延長することができる。

2 前項の規定により聴講期間の延長を希望する者は、様式2号に定める聴講生聴講延長願を校長に提出しなければならない。

3 聴講期間を延長するときは検定料を徴収しないものとする。

(修了)

第8条 聴講を終えた者から請求があったときは、様式第3号に定める聴講証明書を交付することができる。

(聴講料)

第9条 聴講料は月額55,000円とする。

2 聴講料の納付は、聴講月数に55,000円を乗じた額を、校長の指定する日までに納付するものとする。

(検定料)

第10条 入学検定料は15,000円とする。

(入学金)

第11条 入学金は15,000円とする。

(教材費等)

第12条 聴講に必要な教科書及び教材費等については、聴講生の個人負担とする。

(既納の納付金等)

第13条 納付した聴講料及び検定料は、校長が特別な理由があると認めた場合を除き、原則として返還しない。

(その他)

第14条 校長は、聴講生として不適当な行為のあった者に対し、聴講の許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

【申請者本人記入】 The applicant must fill out the form in person.

# 〇〇日本語学院 聴講生入学願

Application Form for Hamamatsu Japan Language College as Auditing Student

審査番号※ Examinee's number		年 月 日 現在 (As of YYYY MM DD)	写真添付 3×4cm 最近3ヶ月以内 半身正面脱帽 Taken within 3 months Full front face without hat
氏名(自国語) Name in your Native Language	姓 Surname	名 Given Name	
氏名(ローマ字) Name in Romaji			

生年月日 Date of Birth	年 月 日 YYYY MM DD	国籍 Nationality	
性別 Gender	<input type="checkbox"/> 男 Male <input type="checkbox"/> 女 Female	出生地 Place of Birth	
配偶者の有無 Marital Status	<input type="checkbox"/> 既婚 Married <input type="checkbox"/> 未婚 Single	配偶者氏名 Name of Spouse	

現住所 Present Address			
電話番号 Phone number		携帯電話番号 Mobile number	

学歴 Educational History				
学校名 Name of School	所在地(番地) Address of School (full address)	在学期間 Educational Period		修学 年限 Years
		入学 From (YYYY/MM/DD)	卒業 To (YYYY/MM/DD)	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	

日本語学習歴 Educational History of Japanese Language				
学校名 Name of School	所在地(番地) Address of School (full address)	在学期間 Educational Period		修学 年限 Years
		入学 From (YYYY/MM/DD)	卒業 To (YYYY/MM/DD)	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	

日本語能力試験 Japanese Proficiency Test	N( ) 合格 Grade	日本語NAT-TEST Japanese NAT-TEST	( )級 合格 Grade	J. TEST	( )級 点数( ) Grade Point
--------------------------------------	---------------------	----------------------------------	---------------------	---------	---------------------------------

職歴(最終学校卒業後、現在までのすべての職業) Work Experience(list all jobs since leaving school)			
会社名 Name of Company	所在地(番地) Address of Company (full address)	在職期間 Period of Employment	
		入社 From (YYYY/MM/DD)	退社 To (YYYY/MM/DD)
		/ /	/ /
		/ /	/ /
		/ /	/ /

日本への渡航歴 If you have traveled to Japan before, fill out the form below			
<input type="checkbox"/> 初回 First time		<input type="checkbox"/> ( )回目 Times	
入国年月日 Date of Arrival (YYYY/MM/DD)	出国年月日 Date of Departure (YYYY/MM/DD)	在留資格 Status of Visa	目的 Purpose
/ /	/ /		
/ /	/ /		
/ /	/ /		

パスポート番号 Number of Passport		有効期限 Date of Expiry (YYYY/MM/DD)	/ /
-------------------------------	--	----------------------------------	-----

聴講期間 Auditing Period	年 月 日 ~ 年 月 日 (From YYYY, MM, DD to YYYY, MM, DD)
	( ) ヶ月 months

聴講理由 Reasons to Audit	
--------------------------	--

緊急連絡先 Emergency Contact			
氏名 Name		続柄 Relationship	
現住所 Present Address			
電話番号 Phone number		携帯電話番号 Mobile number	
ファックス Fax		E-mail	

- 注1. 該当しない項目は記入しなくても良い  
Note 1 No need to fill out the items that do not apply to you.
- 注2. ※欄は記入しないこと  
Note 2 Do not fill the area marked with ※.
- 注3. 振込の用紙のコピーを添付すること  
Note 3 Submit the photocopy of the payment slip which was used at your payment.
- 注4. パスポートのコピーを添付すること  
Note 4 Submit the photocopy of your passport with this application.

※ 聴講生番号	年度
第	号

【申請者本人記入】 The applicant must fill out the form in person.

# 〇〇日本語学院 聴講生聴講延長願

Application form for Extension for Hamamatsu Japan Language College as Auditing Student

聴講生の延長の許可を願いたく提出します。

※聴講生番号 Auditor number		年 月 日 現在 (As of YYYY MM DD)
氏名(自国語) Name in your Native Language	姓 Surname	名 Given Name
氏名(ローマ字) Name in Romaji		

写真添付 3×4cm 最近3ヶ月以内 半身正面脱帽 Taken within 3 months Full front face without hat
--

生年月日 Date of Birth	年 月 日 YYYY MM DD	国籍 Nationality	
性別 Gender	<input type="checkbox"/> 男 Male <input type="checkbox"/> 女 Female	出生地 Place of Birth	
配偶者の有無 Marital Status	<input type="checkbox"/> 既婚 Married <input type="checkbox"/> 未婚 Single	配偶者氏名 Name of Spouse	

現住所 Present Address			
電話番号 Phone number		携帯電話番号 Mobile number	
入国年月日 Date of Arrival(YYYY/MM/DD)	出国年月日 Date of Departure(YYYY/MM/DD)	在留資格 Status of Visa	目的 Purpose
/ /	/ /		

延長聴講期間 Auditing Period extended	年 月 日 ~ 年 月 日 (From YYYY, MM, DD to YYYY, MM, DD)
	( ) ヶ月 months

聴講延長希望理由 Extended Reasons to Audit	
--	--

最初に聴講生になった年月 Start date of your auditing	年 月 日 (From YYYY MM DD)
---	----------------------------

- 注1. 該当しない項目は記入しなくても良い  
 Note 1 No need to fill out the items that do not apply to you.  
 注2. ※欄は記入しないこと  
 Note 2 Do not fill the area marked with ※.  
 注3. 振込み用紙のコピーを添付すること  
 Note 3 Submit the photocopy of the payment slip which was used at your payment.  
 注4. パスポートのコピーを添付すること  
 Note 4 Submit the photocopy of your passport with this application.

※ 初回受付	年度
審査番号 第	号

# 聴講証明書

聴講生番号

氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、〇〇日本語学院日本語科に下記の期間、聴講していたことを証明する。

## 記

聴講期間： 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

学校法人静岡理工科大学  
〇〇日本語学院

校長 印

# 日本語学院納付金納入規程

平成23年 9月28日 制定  
平成26年 4月 7日 改正  
平成29年 3月31日 改正  
平成30年 2月23日 改正  
令和 6年 4月30日 改正

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人静岡理工科大学が設置する日本語学院（以下「日本語学院」という。）における納付金の納入に係る事項について定める。

## (納付金)

第2条 本規程による納付金は、入学検定料、入学金、授業料、その他教材費等の預り金のことをいう。

## (納期)

第3条 入学検定料及び入学金を除く他の納付金は、原則として、別表で定める金額を各対象期間の指定期日までに、一括納入するものとする。ただし、校長が許可したものについては、第1期分については別表で定める金額の2分割の額を指定期日までに、納入するものとする。なお、第2期分と第3期分については、別表で定める金額の6分割の額を毎月、前月の5日までに納入する。

2 入学を許可された者は、前項の規定にかかわらず、学則又は入学手続要項に定められた期日までに納付金を納入しなければならない。

## (納入方法)

第4条 納付金の納入方法は、原則として指定金融機関の預金口座振替とする。

## (受験資格・証明書発行の停止)

第5条 校長は、納付金を納入しない者の成績評価を保留し、進級・修了を認めないほか各種証明書の発行を停止する。

## (除籍)

第6条 校長は、学校が指定した日までに督促してもなお納付金を納入しない者を除籍する。

2 除籍は、校長が経費支弁者への通知をもって行う。

3 除籍は、最後に納入された納付金の該当期の末日とする。

(納付金の返還)

第7条 この規程により納付金の返還を受けることができる者は、次の条件に該当する者とする。

- (1) 日本の入国管理局から在留資格認定証明書を交付されたが、自国の日本大使館・領事館で査証の発行を拒否された者
- (2) 査証は発行されたが、日本に入国しなかった者
- (3) 日本に入国したが、入学式以前に入学を辞退し帰国した者

2 納付金の返還を受けようとする者は、校長が指定する期日までに入学辞退する旨を書面にて提出しなければならない。

3 返還額は以下の金額とする。

- (1) 入学検定料及び入学金は返還しない。ただし、本条第1項第1号に定めた理由による場合には、返還を行うこととする。
- (2) 納入済みの納付金から、返還する際の振込手数料を差し引いた金額を返還する。

4 次の条件に該当したために学習継続が困難になった場合は、原則として返還を受けることができない。

- (1) 日本国の法律に違反したために警察等に逮捕された場合
- (2) 日本から強制送還される場合
- (3) 本校を退学する場合

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

### 【進学1年6ヵ月コース】

対象期間	指定期日	授業料	教材費
第1期分 (入学時～1年間)	9月5日 (3月5日)	660,000円	校長の指定 する金額
第2期分 (入学後1年～修了)	9月5日	330,000円	校長の指定 する金額

\*. ( ) は2分割時の指定期日

### 【進学2年コース】

対象期間	指定期日	授業料	教材費
第1期分 (入学時～1年間)	3月5日 (9月5日)	660,000円	校長の指定 する金額
第2期分 (入学後1年～1年6ヵ月)	3月5日	330,000円	校長の指定 する金額
第3期分 (入学後1年6ヵ月～修了)	9月5日	330,000円	校長の指定 する金額

\*. ( ) は2分割時の指定期日